

大 情 審 答 申 第 231 号
平成 20 年 11 月 17 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成19年9月12日付け大こ青第623号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）は、平成 19 年 6 月 13 日付け大こ青第 300 号により行った不存在による非公開決定(以下「本件決定」という。)を取消し、別紙 6 に掲げる文書を対象文書として特定したうえで、その公開の可否を含めて改めて公開等決定を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 5 月 30 日、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条に基づき、実施機関に対し、別紙 1 に記載の文書について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求に対して、別紙 1 に記載の文書のうち、1 及び 15 の文書については、別紙 2 のとおり公開決定を行い、また、14 の文書については、別紙 3 のとおり部分公開決定を行ったが、2 から 13 までの文書については、別紙 4 のとおり本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 8 月 6 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求の経過について

- 本市では、留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業実施者に対して、その事業に要する経費の一部を補助し留守家庭児童の健全育成を図ることを目的として、大阪市留守家庭児童対策事業を実施しており、「大阪市留守家庭児童対策事業補助要綱」（以下「本市補助要綱」という。）に基づいて大阪市留守家庭児童対策事業補助金（以下「本市補助金」

という。)を交付している。

- ・ 本市補助金については、毎年度初めに各事業実施者からの事業補助申請を受付け、本市補助要綱に基づいて審査し、補助金交付の可否を決定して事業実施者に通知している。
- ・ 本件請求は、本市補助金の交付先のひとつである関目東学童保育所（以下「関目東学童」という。）について、近隣住民から苦情が寄せられており、本市補助要綱で「近隣住民の理解を得ていること」が補助金交付要件としてあげられていることから、補助金交付に際してその状況を把握できる書類の追加提出を求めたことに関わるものである。

2 別紙4の(い)に記載の2から10までの文書(以下「本件文書1」という。))について

- ・ 不存在による非公開とした公文書は別紙4の(い)に記載のとおりであり、うち2から10までの各項目については、本市補助金の交付に関わり、本市補助要綱に規定する「近隣住民の理解を得ていること」の状況を確認するため、本市職員が補助金交付先に対して電話で追加書類を求めたこと等につき、その根拠となる公文書の公開を求められたものである。
- ・ 本市としては、当該苦情について円滑な解決が図られるとともに、本市補助要綱に則って、適切な事業実施がなされるよう、事業担当部署として検討を重ねており、別紙4の(い)の2から10までの電話による発言等についても、その一環として検討した内容に基づいて行ったものであるが、その検討内容に係る文書は作成していない。
- ・ また、通常、個々の発言等の都度、その根拠となる決裁等の文書を作成することはないことから、請求日時点において該当する公文書を職務上作成又は取得していない。

3 別紙4の(い)に記載の11から13までの文書(以下「本件文書2」という。))について

- ・ 別紙4の(い)の11から13は、問題解決を図っていくにあたり、本市の具体的な検討内容がわかる書類を求められたものであるが、請求日時点において該当する公文書を職務上作成又は取得していない。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書1について

- ・ 文書が存在しない理由が「職務上作成又は取得しておらず」ないことは、考えられず、行政執行するうえで、留守家庭児童対策事業実施者やその施設利用者・子どもたちに重大な影響を及ぼす問題で、担当者から軽々しく「じゃあ補助金は出せませんね」などと市の公式見解が出されるとは考えられない。
- ・ 市担当者からの求めに応じ、何度も何度も文書を出したにもかかわらず、こうした発言がなされている「事の重大性」を市長は認識すべきである。よって、職務上作成していないのならば、職務怠慢と言わざるを得ないし、事務決裁規程等に照らし合わせても不適切な事務執行にあたると考える。
- ・ 市担当課は、職務に専念され、適切な事務執行を行っているはずなので、文書は存在するはずだし、情報公開請求をしている本件文書1を公開すべきである。
- ・ 万が一、文書が存在しないのであれば、市監査委員は直ちにこども青少年局放課後事業担当の文書監査等を行うべきである。そして、市担当者の数々の発言は、権

力を笠に着た「パワーハラスメント」「不当要求」であることを指摘しておく。

2 本件文書 2 について

- ・ 児童福祉法や次世代育成支援対策推進法の趣旨に則れば、本来、市が留守家庭児童対策を行う行政責任があることは言うまでもない。しかし、市は留守家庭児童対策事業の一部を担う市内の学童保育所に対し補助金を出していることだけで、行政責任を果たしているかのように錯覚している。
- ・ 共同学童を運営しているのは、一般市民であり、子育て真っ盛りの働く保護者である。運営にあたって困っていること等に対するアドバイスや問題解決への市としての取組みが、求められる。
- ・ 「こども青少年局運営方針」の中に「仕事と子育ての両立支援と子育てしやすい環境の整備」との記述があるが、具体化して、学童保育所への支援をすべきである。しかしながら、そうした視点は見受けられず、「近隣住民から苦情が寄せられており」云々という、学童保育所保護者にだけ解決を求める態度は、法の趣旨からも行政執行責任の放棄と言わざるを得ない。
- ・ 市として、立派な「こども青少年局経営方針」や「大阪市次世代育成支援行動計画」を策定しているのだから、当該問題解決に向けた具体的な検討がなされているはずであり、文書は存在するはずである。よって、情報公開をしている本件文書 2 を公開すべきである。

3 その他

- ・ 上記 2 で指摘した文書については「請求日時点において該当する公文書を職務上作成又は取得していない」と説明されているが、請求日以後作成されているのなら、改めて情報公開請求をする。
- ・ 情報公開請求後 1 年を経た今、本件文書 2 が存在しないなら、それこそ職務怠慢と言わざるを得ない。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書 1 及び 2 について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書 1 及び 2 の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書 1 及び 2 の存否について

- (1) 実施機関は、本件請求に対して、本件文書 1 については、関目東学童に対する本市補助金の交付に係わり、本市補助要綱第 4 条が規定する補助金の交付要件(5)イのうち「土地建物の使用について地域住民の理解を得ていること」を満たしているかを確認するため、担当職員が当該学童に対して電話で追加書類を求めたこと等の根拠となる公文書の

公開を求められたものであるが、個々の対応や発言等の都度、その根拠となる決裁等の文書は作成していないと説明している。

また、本件文書 2 については、問題解決を図っていくにあたり、本市の具体的な検討内容がわかる書類を求められたものであるが、請求日時点において、該当する文書を作成又は取得していないと説明している。

- (2) これに対して、異議申立人は、本件文書 1 について、留守児童対策事業の実施者やその施設利用者・子どもたちに重大な影響を及ぼす問題で、担当者から軽々しく「じゃあ補助金は出せませんね」などと市の公式見解が出されるとは考えられないと述べており、また、本件文書 2 について、大阪市は立派な「こども青少年局経営方針」や「大阪市次世代育成支援行動計画」を策定しているのだから、当該問題解決に向けた具体的な検討がなされているはずであると述べている。

- (3) 本件文書 1 の存否について

ア そこで、最初に、本件文書 1 に記載された事実経過について、実施機関に対して詳しい説明を求めたところ、以下のとおりであった。

- ・ 放課後事業担当では、以前より、関目東学童の近隣住民から、同学童の騒音に関する苦情の電話を頻繁に受けており、本市補助要綱の補助金交付要件の一つに「地域住民の理解を得ていること」があることから、同学童に対して、近隣住民の理解が得られるよう誠意を持って対応することを要請していた。
- ・ また、平成 19 年度の本市補助金交付の申請受付にあたっては、関目東学童に「これまでの近隣との間での取組み、今後の方針」を提出してもらうことを、放課後事業担当課長、同課長代理、担当係長の三者(以下「課内三者」という。)で確認し、平成 19 年 4 月 25 日に担当係長が同学童に対して電話でその旨を依頼した。
- ・ 同年 5 月 8 日、関目東学童から報告書「関目東学童の近隣住民から寄せられている苦情に関する件について」を収受したが、課内三者で内容を確認したところ、近隣住民の理解を得るための今後の取組みが記載されていないなど具体性が欠けていたため、本市補助金の申請受付を保留することとし、担当係長が同学童に対して、その旨を伝えるとともに、今後の対応方策等を示すよう依頼した。
- ・ 同月 15 日、関目東学童から経過報告書「近隣住民との関係で、学童側から積極的に取組んだ具体事例」を収受したが、課内三者で内容を確認したところ、当該経過報告書にもやはり今後の対応方策等が記載されていなかったため、引き続き申請受付を保留することとし、同学童に対して、その旨を伝えるとともに、今後の対応方策等を示すよう再度依頼した。
- ・ 同月 21 日、関目東学童から文書「近隣住民との今後の対応について」を収受したが、課内三者で内容を確認したところ、当該文書には今後の具体的な方針が記載されていたが、他方、苦情対応の窓口を保護者代表に一本化し、指導員や窓口以外の保護者は苦情対応をしないなどの、実施機関が指導してきた近隣住民との円満な解決に反する記述もあり、近隣住民と同学童の関係が悪化するおそれがあると認められたため、申請受付をさらに保留することとした。
- ・ 同月 23 日、関目東学童からの電話を担当係長が受けた際、同月 21 日の検討結果を伝えるとともに、互いの意思疎通を図るため、役員の来庁を促し、また、同学童からの補助金交付の結論を出してほしいとの要請に対しては、週末か週

明けを目途に検討結果を伝える考えであると回答した。

- ・ なお、同月 21 日、関目東学童からの電話後、近隣住民からの電話が担当係長にあったが、近隣住民によれば、同学童から内容証明郵便が届いており、当該郵便には、苦情は窓口を通してほしい旨の記載があるとのことであった。
- ・ 課内三者で検討した結果、当該郵便は、近隣住民との円満な解決を働きかけてきた実施機関の指導趣旨に反するおそれがあると認められたため、週明けの同月 28 日、担当係長が関目東学童に電話し、その旨を伝えたが、関目東学童は当該郵便は実施機関には関係ないことであると回答したため、担当係長は本市補助金の申請受付をさらに保留する旨を伝えるとともに、来庁を再度促した。
- ・ 本市補助金の交付にあたって、各学童保育所の現地訪問は要件となっていないが、関目東学童については、ほとんど連日のように近隣住民から苦情の電話が放課後事業担当にかかってくるため、以上の事実経過をもとに、課内三者で検討したところ、早急に現地を訪問する必要があると考え、同月 29 日、担当係長が現地訪問を実施した。
- ・ 同月 30 日、課内三者で、関目東学童から提出された文書、近隣住民の苦情内容、現地訪問の口頭報告等をもとに検討した結果、近隣住民の苦情に誠意を持って対応する旨の「誓約書」の提出を条件に同学童からの補助金申請を受付けることを確認するとともに、担当係長が同学童に電話でその旨を伝えた。
- ・ なお、その際、誓約書を提出しなければどうなるのかとの同学童からの質問があったが、担当係長は、その場合は改めて本市の対応を検討することになると回答した。

イ 以上の事実経過の中で、課内三者は、関目東学童に対する対応に関する検討を必要に応じて行っているが、実施機関によれば、各検討は、それまでに同学童又は近隣住民との間でやり取りした内容などを振り返りながら、同学童から提出された文書及び本市補助要綱に基づき行っていたものであり、各検討の結果を取りまとめた公文書は作成保有していなかったとのことである。

ウ なお、実施機関によれば、関目東学童とのやり取りの記録として、別紙 2 の(い)に記載の「関目東学童保育所に係る近隣苦情に関する記録(当該学童保護者関係)」を組織的に共用するとともに、近隣住民とのやり取りの記録として、別紙 3 の(い)に記載の「関目東学童保育所に係るやりとりに関する記録(申出者関係)」を組織的に共用していたとのことである。

エ また、これらのやり取りの記録は、電磁的記録として保有しており、課内三者での検討結果に基づいて担当係長が関目東学童へ連絡したり、近隣住民から電話を受けるなど、新たなやり取りの事実が発生するごとに、担当係長が発生日時順に記録を追加入力し、同学童に関する対応検討の際など、必要に応じて各職員が出力して、参考資料として使用していたとのことである。

オ 以上の内容を踏まえると、事実経過の中で組織共用されていたと認められる別紙 5 に掲げる文書は、本件文書 1 に該当すると認められるが、このうち、本市補助要綱、「関目東学童保育所に係る近隣苦情に関する記録(当該学童保護者関係)」及び「関目東学童保育所に係るやりとりに関する記録(申出者関係)」については、別紙 2 及び 3 のとおり、既に実施機関は本件請求に係る文書として特定し、異議申立人に対して公開等決定を行っており、改めて公開等決定を行う必要はないものと認められる。

カ したがって、実施機関は、本件異議申立てに係る本件文書 1 については、不存在

を理由に行った非公開決定を取消したうえで、別紙 6 に掲げる文書を対象文書として特定し、その公開の可否を含めて改めて公開等決定を行うべきであると認められる。

(4) 本件文書 2 の存否について

ア 次に、本件文書 2 の各文書の詳細について、検討する。

(ア) 本件文書 2 の 11 及び 12 について

- ・ 本件文書 2 の 11 は、平成 19 年度こども青少年局経営方針の戦略「仕事と子育ての両立支援と子育てしやすい環境の整備」の具体策の検討に関する公開請求であり、本件文書 2 の 12 のうち「地域の子育て支援機能の充実及びネットワークの強化」は、同方針の戦略「多様な方策による子育て支援の推進」の 19 年度具体的取組(主要事業)である「地域の子育て支援機能の充実及び支援ネットワークの強化」の具体策の検討に関する公開請求であると認められる。
- ・ なお、実施機関の説明によれば、同方針の該当部分の具体的な取組み内容は、別紙 7 のとおりであり、異議申立人が述べている本件の近隣住民に関する問題解決に向けた具体的な検討や、学童保育所に対する補助金交付以外の運営に関するアドバイス等の具体的な支援は想定していないとのことであるが、当審査会においても同方針に記載された取組み内容を確認したところ、実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められなかった。
- ・ また、本件文書 2 の 12 のうち「区が中心となって地域における子育て支援の推進ができるよう条件整備を進める」について、実施機関に確認したところ、平成 19 年度こども青少年局経営方針には同文に相当する記載は認められないとのことであった。

(イ) 本件文書 2 の 13 について

- ・ 本件文書 2 の 13 のうち「安心して子どもを生み、育てる環境を作ります。…仕事と子育ての両立支援」は、大阪市次世代育成支援行動計画の基本目標「安心して子どもを生み、育てる環境を作ります。」の「(1)仕事と子育ての両立支援」の具体策の検討に関する公開請求であり、同 13 のうち「快適かつ安全な子育てにやさしいまちづくりを推進します。…子どもが安全に遊ぶことができる環境の整備」は、同計画の基本目標「快適かつ安全な子育てにやさしいまちづくりを推進します。」の「(1)快適な子育ての生活環境づくり」のうち「子どもが安全に遊ぶことのできる環境の整備」の具体策の検討に関する公開請求であると認められる。
- ・ なお、実施機関の説明によれば、同計画の該当部分の具体的な取組み内容は、別紙 8 のとおりであり、この中には学童保育所に補助金を交付する留守家庭児童対策事業が含まれているが、異議申立人が述べている本件の近隣住民に関する問題解決に向けた具体的な検討や、学童保育所に対する補助金交付以外の運営に関するアドバイス等の具体的な支援は想定していないとのことであるが、当審査会においても同計画に記載された取組み内容を確認したところ、実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められなかった。
- ・ また、本件文書 2 の 13 のうち「地域支援システム」は、健康福祉局が所管する「地域支援システム」における具体策の検討に関する公開請求であると認められる。
- ・ なお、実施機関の説明によれば、地域支援システムは、すべての住民が住み

慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域支援システムの一環として各区に「地域支援調整チーム」を設置するとともに、おおむね小学校区を基本に地域の各種団体の代表者等で構成する「地域ネットワーク委員会」を設置し、生活全般にわたる支援体制として構築を図るものであり、こども青少年局が当システムを通じて施策の検討を行うことは想定していないとのことであるが、当審査会においても当システムの活動内容を確認したところ、実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められなかった。

イ 以上の内容を踏まえると、本件文書 2 については、請求日時点において該当する文書を作成又は取得していないとの理由から不存在による非公開決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹

異議申立人が平成 19 年 5 月 30 日に公開請求した公文書の件名

- 1.5/2 締め切りの「平成 19 年度大阪市留守家庭児童対策事業補助承認申請書」を保留するに至った根拠がわかる書類
- 2.市の担当者からの求めに応じ、5/7までに郵送で提出していた「経過報告」の書類で、これだけでは足りない部分があり、なおも保留するに至った根拠がわかる書類
- 3.更なる求めに応じ、5/15にFAXで送った「補足資料」の書類で、これだけでは足りない部分があり、なおも保留するに至った根拠がわかる書類
- 4.更なる求めに応じ、5/21にFAXで送った「今後の対応について」の書類を受けて、週末か週初めに返事をする、としたにもかかわらず、なおも保留するに至った根拠がわかる書類
- 5.上記 4 に関わる件で、週初め（5/28）に学童の側から返事を求めたところ、「一度会ってもらいたいと言っているではないか」と、前週の返事を覆すに至った根拠がわかる書類
- 6.この日（5/28）までに現地に一度も足を運ばずに状況判断をし、「保留相当」と判断することができる、とするに至った根拠を説明する書類
- 7.保護者が「一度学童保育所を見に来てほしい」と要請したにもかかわらず、一度も現地調査に来ないという意思決定を行った根拠がわかる書類
- 8.5/29にこども青少年局企画部放課後事業担当係長が近隣住民を訪れることになった根拠がわかる書類
- 9.最終的に5/30に返事する、とし、30日に返事があった中で、補助金は出すが、なおも「誓約書を求める」との発言に至った根拠を明らかにする書類
- 10.上記 9 の中で、なぜ今まで以上に出した書類以上のことを求めるのか問いただしたところ、「じゃあ補助金は出せませんね」と発言したことは、決裁を受けた正式見解であるという根拠がわかる書類
- 11.問題解決を図っていくために、学童側への努力を求める以外に『こども青少年局経営方針』の中にある「仕事と子育ての両立支援と子育てしやすい環境の整備」に基づいてどのような具体策を検討したかがわかる書類
- 12.同じく「地域の子育て支援機能の充実及びネットワークの強化」あるいは「区が中心となって地域における子育て支援の推進ができるよう条件整備を進める」などの観点から具体策を検討したかがわかる書類
- 13.『大阪市次世代育成支援行動計画』の中の基本的な考え方「安心して子どもを生み、育てる環境を作ります。……仕事と子育ての両立支援」や「快適かつ安全な子育てにやさしいまちづくりを推進します。……子どもが安全に遊ぶことができる環境の整備」、また、『子育ての支援と相談』の中の「地域支援システム」に示されている「地域ネットワーク委員会」「地域調整チーム」など、様々な施策を打ち出している中から、解決を図っていくための発想に努力したかがわかる書類
14. 市担当者と近隣住民とのやりとりの記録（2007 年 4 月 1 日から 2007 年 5 月 30 日まで）
15. 市担当者と学童保育保護者とのやりとりの記録（2007 年 4 月 1 日から 2007 年 5 月 30 日まで）

実施機関が別紙 1 の 1 及び 15 の文書について行った公開決定

(あ)	全部公開決定	平成 19 年 6 月 13 日付け大こ青第 2 9 8 号
(い)	公文書の件名	1. 5/2 締め切りの「平成 19 年度大阪市留守家庭児童対策事業補助承認申請書」を保留するに至った根拠がわかる書類について 「大阪市留守家庭児童対策事業補助要綱」 15. 市担当者と学童保育保護者とのやりとりの記録（2007 年 4 月 1 日から 2007 年 5 月 30 日まで）について 「関目東学童保育所に係る近隣苦情に関する記録（当該学童保護者関係）」

実施機関が別紙 1 の 14 の文書について行った部分公開決定

(あ)	部分公開決定	平成 19 年 6 月 13 日付け大こ青第 2 9 9 号
(い)	公文書の件名	14. 市担当者と近隣住民とのやりとりの記録（2007 年 4 月 1 日から 2007 年 5 月 30 日まで）について 「関目東学童保育所に係るやりとりに関する記録（申出者関係）」
(う)	公開しないこととした部分	本市職員とのやりとりの相手方の氏名、日時、主張内容（客観的状況を示す部分は除く）
(え)	上記の部分を開示しない理由	大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当 （説明）当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述から、特定の個人を明白に識別することができ、かつ同号但書アイウに該当しないため。

実施機関が別紙 1 の 2 から 13 までの文書について行った不存在による非公開決定

(あ)	不 存 在 に よ る 非 公 開 決 定	平成 19 年 6 月 13 日付け大こ青第 3 0 0 号
(い)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	2.市の担当者からの求めに応じ、5/7までに郵送で提出していた「経過報告」の書類で、これだけでは足りない部分があり、なおも保留するに至った根拠がわかる書類 3.更なる求めに応じ、5/15にFAXで送った「補足資料」の書類で、これだけでは足りない部分があり、なおも保留するに至った根拠がわかる書類 4.更なる求めに応じ、5/21にFAXで送った「今後の対応について」の書類を受けて、週末か週初めに返事をする.としたにもかかわらず、なおも保留にするに至った根拠がわかる書類 5.上記 4 に関わる件で、週初め（5/28）に学童の側から返事を求めたところ、「一度会ってもらいたいと言っているではないか」と、前週の返事を覆すに至った根拠がわかる書類 6.この日（5/28）までに現地に一度も足を運ばずに状況判断し、「保留相当」と判断することができる、とするに至った根拠を説明する書類 7.保護者が「一度学童保育所を見に来てほしい」と要請したにもかかわらず、一度も現地調査に来ないという意思決定を行なった根拠がわかる書類 8.5/29にこども青少年企画部放課後事業担当係長が近隣住民を訪れることになった根拠がわかる書類 9.最終的に5/30に返事する.とし、30日に返事があった中で、補助金は出すが、なおも「誓約書を求める」との発言に至った根拠を明らかにする書類 10.上記 9 の中で、なぜ今まで以上に出した書類以上のことを求めるのか問いただしたところ、「じゃあ補助金は出せませんね」と発言したことは、決裁を受けた正式見解であるという根拠がわかる書類 11.問題解決を図っていくために、学童側への努力を求める以外に『こども青少年局経営方針』の中にある「仕事と子育ての両立支援と子育てしやすい環境の整備」に基づいてどのような具体策を検討したかがわかる書類 12.同じく「地域の子育て支援機能の充実及びネットワークの強化」あるいは「区が中心となって地域における子育て支援の推進ができるよう条件整備を進める」などの観点から具体策を検討したがわかる書類 13.『大阪市次世代育成支援行動計画』のなかの基本的な考え方「安心して子どもを生み、育てる環境を作ります、……仕事と子育ての両立支援や」「快適かつ安全な子育てにやさしいまちづくりを推進します。……子どもが安全に遊ぶことができる環境の整備」、また、『子育ての支援と相談』の中の「地域支援システム」に示されている「地域ネットワーク委員会」「地域調整チーム」など、様々な施策を打ち出している中から、解決を図っていくための発想に努力したかがわかる書類

(う)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
-----	----------------------	-----------------------------

別紙 5

本件文書 1 に係る事実経過に基づき、対象文書に該当すると認められる文書

公文書の 件名	・ 関目東学童保育所の近隣住民から寄せられている苦情に関する件について ・ 近隣住民との関係で、学童側から積極的に取組んだ具体事例 ・ 近隣住民との今後の対応について ・ 本市補助要綱 ・ 関目東学童保育所に係る近隣苦情に関する記録(当該学童保護者関係) ・ 関目東学童保育所に係るやりとりに関する記録(申出者関係)
------------	---

別紙 6

本件異議申立てに対して、本件文書 1 に係る対象文書として特定し、その公開の可否を含めて改めて公開等決定を行うべき文書

公文書の 件名	・ 関目東学童保育所の近隣住民から寄せられている苦情に関する件について ・ 近隣住民との関係で、学童側から積極的に取組んだ具体事例 ・ 近隣住民との今後の対応について
------------	---

平成 19 年度こども青少年局経営方針のうち、本件文書 2 の 11 及び 12 の該当部分

戦略及び達成目標	19 年度具体的取組(主要事業)
仕事と子育て育てしやすい環境の整備	○ 変動する保育ニーズに対応した、多様な方策による待機児童の解消 ・ 公有財産等を活用した保育所の整備(認定こども園 1 か所、公立幼稚園の余裕教室の活用 1 か所を含む) ・ 賃貸物件を利用した保育所整備(8 か所) ・ 保育ママ制度の実施(17 か所) ・ 保育所の定員枠の拡大や分園整備の促進 ・ 幼稚園の預かり保育の充実策や認定こども園の検討 ○ より身近な地域で利用できる多様な保育サービスの充実 ・ 一時保育事業(53 か所) ・ 休日保育事業(23 か所) ○ 放課後児童対策の充実 ・ 放課後児童対策事業の「推進委員会」の設置と一層の充実
多様な方策による子育て支援の推進	○ 地域の子育て支援機能の充実及び支援ネットワークの強化 ・ 地域の自主的な子育て活動に対する支援 ・ 保育所地域子育て支援事業(52 ヶ所) ・ つどいの広場事業(31 ヶ所) ・ 児童いきいき放課後事業 ・ 子育てサークル・サロン等のネットワーク化

大阪市次世代育成支援行動計画のうち、本件文書 2 の 13 の該当部分

基本目標	計画の内容(基本施策と個別事業)
安心して子どもを生み、育てる環境を作ります。	(1) 仕事と子育ての両立支援 ○ 保育所の整備 ◆ 計画的な保育所の整備 ○ 多様な保育サービスの充実 ◆ 延長保育事業の充実 ◆ 夜間保育事業の充実 ◆ 休日保育事業の推進 ◆ 一時保育事業の推進 ◆ 公立保育所の多機能化の推進 ◆ 人権保育の推進 ○ 幼稚園の預かり保育事業の推進 ◆ 預かり保育事業の推進 ◆ 保育所と幼稚園の連携 ○ 放課後児童健全育成事業等の取り組み ◆ 児童いきいき放課後事業の充実 ◆ 子どもの家事の実施 ◆ 留守家庭児童対策事業への助成 ◆ 児童館・トノモスの活用 ◆ 青少年会館事業の実施 ○ 男女がともに働きやすい環境づくり ◆ 企業における男女共同参画を啓発するフォーラムの開催 ◆ 「きらめき企業賞」の実施 ◆ 女性のチャレンジ支援事業の実施
快適かつ安全な子育てにやさしいまちづくりを推進します。	(1) 快適な子育ての生活環境づくり ○ 子どもが安全に遊ぶことのできる環境の整備 ◆ アメニティ豊かな公園の整備 ◆ 下水処理場等におけるアメニティ施設の整備